

第十章 会員投票の実施および本会存続の可否の承認

第 39 条 常任委員会は評議員会の承認の上、本会の将来方針について意思決定をするための会員投票を実施することができる。ただし、会員投票は各期 1 回限りとする。

第 40 条 本会存続の可否を決定するためには、会員投票において過半数以上の賛成を得た上で、総会における承認を得なければならない。

削除: 条

削除: 解散

書式を変更: フォントの色: 赤

書式を変更: フォントの色: 赤

コメントの追加 [樋口1]: 要議論

削除: を解散

書式を変更: フォントの色: 赤

## 学会の将来方針に関する会員投票の実施について

会長 谷口真人

### 0. 学会将来方針の意思決定のための会員投票の是非について

学会の将来方針について意思決定をするため、会員投票を実施したい。本提案は常任委員会（2024年5月28日）、および評議員会（同年6月25日）での真摯な議論を通じ、執行部の合意を得ていることを付記する。

### 1. 会員投票で問う内容

将来構想ワーキンググループ（WG）は将来構想の可能性として以下の5パターンを議論した。

表1 WGで検討した将来構想の可能性5パターン（2024総会を経て表現を改訂）

	A: 解散（合流）	B1: 連合1	B2: 連合2	B3: 連合3	C: 単独
雑誌	合流を目指す	合同	合同	単独	単独
学術大会	合流を目指す	合同	単独	合同	単独
会費	合流を目指す	単独	単独	単独	単独
運営	合流を目指す	一部連合	単独	一部連合	単独

会員投票では論点を絞るため、

- ① 日本水文科学会を単独学会として維持する（表1 Cに該当）。雑誌・大会共に単独で実施し、学会としての機能を維持する。ただし、どう学会を運用するかについてはWGの取りまとめ（資料9を参照のこと）も踏まえ、詳細な検討が必要である。
- ② 水文・水資源学会と合同で何かしらの活動を継続する（表1 B1-B3に該当）。この場合、B1-B3のどのタイプで連合を進めるかについて意思決定（会員投票）を再度実施する必要がある。
- ③ 日本水文科学会を解散し、水文・水資源学会との合流を目指す（表1 Aに該当）。

の3つの選択肢を提示する。

### 2. 会員投票の実施手順

- ✓ 総会資料に会員投票の趣旨・論点を会員に提示（9月）
- ✓ 会員投票実施の有無を総会で議決（委任状にもこの項目を含む）（10月）
- ✓ 会員投票の実施（12月）←（2025年1月）
- ✓ 集計、結果の提示（2025年2月）
- ✓ 臨時総会の開催、意思決定（2025年3月）# 会員投票で過半数を取った場合

### 3. 会員投票結果の取り扱いと意思決定後の流れ

#### 3.0 会員投票の有効性、および有効得票数（会員投票の母数の取り扱い）について

- ✓ 会員投票の有効性：総会成立の取り扱い（第五章第 23 条 総会の定足数は委任状を含めた全正会員の 5 分の 1 以上とする。）に準ずる。つまり、投票総数が全正会員数の 5 分の 1 未満の場合、会員投票は無効となる。
- ✓ 全ての投票を有効とする：投票総数を有効な母数とする（全正会員数を母数としない）。
  - 白票：有効な投票
  - ①、②、③以外の意見を記載した場合：白票とみなす（同じく有効な投票）

#### 3.1 ①～③で過半数を取るものがあつた場合 → 臨時総会を開催し、意思決定を行う。

- ① 持続可能な学会の運営方法について、具体的に協議・決定の上、実行に移す。水文・水資源学会との連携協議は中止する。
- ② 表 1 B1-B3 のどのパターンで連合を進めるかについて検討し、対応する。しかるべきタイミングで会員投票を再度実施し、一部を連合した場合の具体的な運営方法を決定する。
- ③ 合流および解散に向けた各種手続きを進める。想定されるタイムラインを提示した（資料 10）。学会学術資産をどう後世に残していくか真剣に対応する。

#### 3.2 ①～③で過半数を取るものがなかつた場合

第 15 期執行部の下検討を続ける。必要に応じ、会員投票を再度実施することを妨げない。